

水戸市耐震改修促進計画（第3次）の概要について

1 計画改定の趣旨

本市では、2008（平成20）年に「水戸市耐震改修促進計画」を策定し、その後、2011（平成23）年の東日本大震災及び2013（平成25）年の耐震改修促進法の改正を受けて、2016（平成28）年に「水戸市耐震改修促進計画（第2次）」を策定し、旧耐震基準の建築物の耐震化を進めています。

近年においても、2018（平成30）年の大阪府北部地震をはじめ、大地震は各地で頻発・激甚化しており、いどこで発生してもおかしくない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国においては2021（令和3）年度に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正を行ったほか、茨城県耐震改修促進計画の改正が行われたことから、本市においても、建築物の耐震化のさらなる促進を図るため、水戸市耐震改修促進計画（第3次）を策定するものです。

2 本計画の基本的事項

（1）計画期間及び目標

2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間

		耐震化率（令和3年度末）	目標（令和7年度末）
市有建築物		97.5%	完全解消
診断義務付け	要安全確認 計画記載建築物		おおむね解消
	要緊急安全確認 大規模建築物	92.3%	
民間住宅		90.8%	95.0%

（2）基本的な方針

- ・ 建築物の地震対策は、所有者が自らの責任において安全性を確保します。
- ・ 本市は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な応じて支援を実施します。
- ・ 対象建築物については、本計画に従い耐震化を進めます。

（3）本市の役割

- ・ 民間建築物については、旧耐震基準の建築物の所有者に対し、情報提供や意識啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修に係る費用の助成を行うなど、所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう支援します。
- ・ 市有建築物については、整備プログラムに基づき、計画的に耐震化を進めます。
- ・ 耐震診断義務付け対象となる建築物については、早期に耐震診断がなされるように所有者に指導を行い、その後の耐震化を促します。

3 主な施策

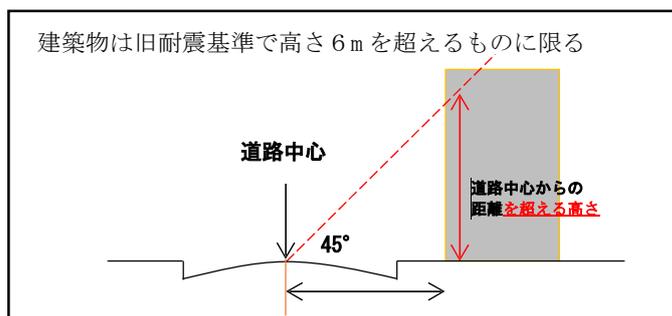
(1) 耐震診断義務付け対象となる建築物等の耐震化の促進

ア 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物…「要安全確認計画記載建築物」

特定の直轄国道や重要拠点へのアクセス道路が、地震時に通行を確保すべき道路として茨城県の耐震改修促進計画に位置付けられたため、沿道の対象建築物は「要安全確認計画記載建築物」として耐震診断が義務付けられます。

所管行政庁である本市は、診断結果の報告を受け、その後、公表を行うとともに、茨城県と協力して、所有者に対して文書通知や戸別訪問を行い、耐震改修に努めるよう指導、助言を行います。

対象建築物の要件



イ 不特定多数の人が利用する建築物のうち大規模なもの…「要緊急安全確認大規模建築物」
耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられている「要緊急安全確認大規模建築物」のうち、耐震性が確保されていない建築物に対して、耐震改修を行うよう指導及び助言を行います。

(2) 耐震化促進のための環境整備

耐震改修を促進するためには、建築物の所有者が安心して耐震改修に取り組める環境を整えることが重要であることから、地震の危険性や建築物の耐震化についての正確な知識や情報を提供するため、パンフレット、広報ホームページ等を利用し、市民への意識啓発を図るとともに、相談窓口の設置やセミナー・講習会の開催等を行います。

(3) 耐震化促進を図るための助成等

耐震診断や耐震改修の費用に対し助成や融資、税制優遇等の支援を実施するほか、新たに耐震診断義務付け対象となる建築物の耐震診断費用の助成制度について検討を行います。

(4) 建築物の総合的な安全対策の促進

建築物内外の設備や装備等も含めた総合的な安全対策として、所有者に対する外壁落下の危険性に関する周知や、通学路のブロック塀倒壊防止に向けた撤去費用の助成支援等を行います。